

Title	アルトゥール・カウフマン編 ラートブルフ全集一 『法哲学』 第一巻
Sub Title	Arthur Kaufmann (hrsg.), "Gustav Radbruch Gesamtausgabe Bd. I Rechtsphilosophie I"
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.4 (1988. 4) ,p.114- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880428-0114">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880428-0114</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Arthur Kaufmann (Hrsg.),

Gustav Radbruch Gesamtausgabe Bd. I

Rechtsphilosophie I, 1987.

アルトゥール・カウフマン 編

ラートブルフ全集 一 『法哲学』 第一巻

一 一九八七年五月三〇日、ザルツブルクで開催されたドイツ語圏刑法学会の会場で、編者のアルトゥール・カウフマンから手渡されたのが本書である。「ラートブルフ家の旧友、宮澤浩一に」という献辞をつけて贈ってくれた本書は、見本としてカウフマンに届けられた三冊のうちの一冊で、他は、エンギンシュに贈られたという。市場には、六月中旬すぎに出廻ったとか。一九七七年に、グスタフ・ラートブルフ財団が発足したが(宮澤浩一・グスタフ・ラートブルフ財団の設立、ジュリスト六七〇号、一九七八年、一一頁以下)、ラートブルフの全著作を公刊するという企画は、財団設立準備でラートブルフ縁りの理事予定者が集ま

った機会に検討された。だが、その構想は、すでに、一九六〇年代に、ラートブルフ夫人とカウフマンとの間で話し合われていた。一九六四年七月、ハイデルベルヒのモーツアルト通り三番地のラートブルフ夫人宅を訪問した折、「日本で公刊されているラートブルフ著作集」を上廻る規模の著作集をカウフマンが企画したいと言っていました」と嬉しそうに話されたことを覚えてい

る。ラートブルフ全集の公刊については、すでに紹介したことがある。一九八五年の春、カウフマンの便りとタイプ書の企画書を手にした段階で、まとめた(宮澤浩一・グスタフ・ラートブルフ全集の公刊、ジュリスト八三六号、一九八五年、七六頁以下)、それより先、カウフマンのタイプ用紙九六枚に及ぶ長文の論文「グスタフ・ラートブルフ―生涯と業績」が送られてきた。その頃は、第一巻の公刊は、一九八五年末を予定していたが、結局、二年遅れた。主要な編集担当者間で、真の全集の名に価するよう、一層の充実をはかるべきことが話し合われ、一八巻の予定を二〇巻とすることがきまり、この膨大な編集スタッフへの報酬、莫大な出版費用の援助に関して、ドイツ研究補助財団、バーデン・ヴュルテンベルヒ州学術・芸術省のほか、ロバート・ボッシュ財団も出版補助を認め、殆んど完全に近い「全集」を刊行しうることとなった。編集の中心にあつて、八方努力したカウフマンの活躍もさることながら、右の財団の理事者のなかに、かつてラートブルフの講義を聴講した人が少なからず居た

ことも、幸いしたという(カウフマンと八七年八月末に、長崎に旅行した折に聞いた話である)。

二 まず、「第一巻」と「全集」についての形式的な側面に ついて紹介する。

企画の具体化は、一九八〇年になってからであるが、それでも、七年の歳月をかけて完成した第一巻は、ラートブルフ全集の発足を祝うにふさわしい立派なものである(後述、三)。第一巻の刊行を記念して、一九八七年七月一日、ハイデルベルヒ市庁舎で、連邦司法大臣エンゲルハルト、市長ツンデル、その他多くの司法、学会関係者が集まって、C・F・ミュラー出版社主催の刊行式が行われた(Heidelberger Anzeiger 2. Juli 1987)。「全集」の全容と編集責任者に関して、当初の企画書と異なった部分が少くないので、改めて紹介することとしよう。

第一巻から第三巻までは、法哲学関係の著作を集め、第一、二巻をカウフマンが編集することに変わりはないが、第三巻の編者は、予定されていたザール大学のアレクサンドロ・バラッタに代って、フランクフルト大学のウィンフリート・ハッセマーが担当する。バラッタは、後掲の政治論集を担当する。第四巻は、文化政策的論文集(当初は、文化哲学とあった)であって、実務家のヘルマン・クレーマー(H. Kraemer)が編者である。第五巻は、文芸史論集(当初は、ゲーテ論その他であった)で、ワルター・ミュラー＝ザイデル(Walter Müller-Seidel)が編集に当る。

第六巻は、フォイエルバハ(当初は、第二巻を予定していた)で、ミュンヘン大学の法史学のアドルフ・ラウフス(Adolf Laufs)が担当する。第七、八巻は、刑法編である。刑法編Iは、ハイデルベルヒ大学のキューパーが当初は予定されていたが、此の程、ミュンヘン大学で教授資格を取得した、カウフマン門下のウルリッヒ・シュロート(Ulrich Schroth)が編集に当る。刑法編IIは、カウフマン担当のままである。第九巻は、刑法改正(当初、第八巻を予定していた)であって、ブラウンシュワイヒ高裁長官のルドルフ・ワッサーマン(Rudolf Wassermann)であることに変わりはない。第一〇巻は、行刑であり(当初は、第九巻の予定、ヘッセンの行刑局長を長く勤め、行刑雑誌の編集を担当していたアルバート・クレプスが編集に当る。同氏は、すでに九〇歳の高齢であるが、豊録として執筆活動を続けて居られる。戦前、ラートブルフの講筵に連なった数少ない人の一人であるだけに、早くこの編者の成果が公刊されるよう望む。第一巻は、刑法史である(当初は、第一〇巻を予定し、バラッタの編集となっていた。先頃赴任したザール大学のウルリッヒ・ノイマン(Ulrich Neumann)が編集に当る。第一二、一三巻は、ワイマル時代の政治論集である。当初は、連邦司法省のデ・ウィットを予定していたが、ザール大学のアレクサンドロ・バラッタ(Alessandro Baratta)が担当することとなった。第一四巻は「国家と憲法」と題する。担当は、ミュンヘン大学の公法学者、ハインリッヒ・シュロー(Heinrich Scholler)である。同氏は、

第一五卷「比較法論集」(当初は、比較法・國際法とされていたをも編集する。第一六卷は、伝記であり、ヴェルツブルク大学のギュンター・シュペンデル(Günter Spendel)の担当である。同氏は、第一七、一八巻書簡集、二(当初は、一卷にまとめることになっていた)をも担当する。第一九巻は、新たに登場したもので、「ライヒ議會演説集」であって、ビレフェルト大学のウォルフガング・シルトの担当にかかる。ラートブルフが、國會議員として、又、司法大臣として、ライヒ議會で行なった演説を議事録から集めるものである。各巻に、人名、事項索引がついてはいるが、全巻の総索引が、第二〇巻に予定されている。前出のノイマンの夫人、マリア・エリザベート・ワルナー・ノイマン(Maria-Elisabeth Walther-Neumann)が担当する。ノイマン夫人は、本全集の編集助手を勤め、資料の蒐集、関連する文献のチェックなど、献身的な仕事を続けている。

### 三 次に、本書の内容面について、紹介しよう。

本書は、法学入門・初版(一九二〇年)と同・七・八版(一九二九年)を主要部分とし、それに、すでに紹介した編者カウフマンの手になる「グスタフ・ラートブルフ―生涯と業績(全八二頁)」、法学の基本問題に関する比較的初期の論文三編、法学及び法哲学の著作についての書評・論文批評(一九〇三年から一九三三年まで)、編者補足、凡例、人名及び事項索引から成り、冒頭に、編者カウフマンの序文を配している。

「法学入門」に関してであるが、本書に再録したのは、ラートブルフの「法哲学的思索」の出発点ともいえるべき同書の初版とラートブルフの手で改訂を加えた最後の版である第七・八版を「定本」とした。周知のように、ラートブルフの「法学入門」には、邦訳がある(尾高朝雄・碧海純一訳・一九五五年、碧海純一訳・一九六一年)。本書と同じ、ラートブルフ自身による改訂版が、尾高・碧海訳であり、第二次大戦後に、リディア・ラートブルフ夫人の依頼により、戦後の法改正などを折り込んだ、K・ツワイゲルトの手による改訂増補版(一九五二年)が出版され、碧海訳は、その一九五八年改訂版を用いている。

「法学入門」は、一九一〇年当時、ハイデルベルヒ大学私講師であったラートブルフが、隣のマンハイム市にある経済単科大学(邦訳では高等商業学校となっている。いずれにしても、今日のマンハイム大学の前身である)で行なっていた「法学入門」の講義から生まれたものである。法学を一般教養体系の一部として認められたいと念願して書かれた本書は、単なる「法学概論」ではなく、文字通り、「法学への入門書」であって、職業選択の段階にあつてこれから法学を修めようとする若い読者の期待に応えようとして叙述された。当時、法学に関する入門の書として、コーラーやグリューパーの本があり、法学全般を概観するものとしては、ガレイス、メルケルらの本があつた。これらと比べると、ラートブルフの「入門」は、多くの引用を誇るのではなく、参考文献を良く咀嚼し、自分の考えに組み入れ、法、

国家法、私法、刑法というように、主要な法分野を概観し、最後に、「法学」の特色を論ずることで結びをつけるといった構成をとっている。本書は、ラートブルフ三二歳のときの著作である。若々しい文章でありながら、すでに法哲学の根本的な問題点にふれ、勇敢に切り込んでいる。第七・八版は、ラートブルフ五一歳のときの作品である。名著法哲学（一九三三年）誕生に先がけて改訂されている。「法学入門」は、一九三三年のナチスの政権奪取、好ましからざる教授に対し大学からの追放措置がとられるまで、四万部出版された。此の種の文献としては、珍らしい記録であったという。それだけに、学説や学問分野における研究成果の進展に応じて、小まめに改訂を施している。ラートブルフ夫人が御元気の頃、モーツァルト街の御宅を訪問し、ラートブルフ教授の著作を手にとってみたが、いずれも、大量の書き込みがあり、常に、次の改訂に備えて居られたことが分る。殆どどの著書に特製の著者本が造られ、頁ごとに白紙をとり込んであり、その多くの頁に、メモが書き残されていた。法学入門は、邦訳もあることだし、その内容を改めて紹介するまでもないであろう。刑法に関心を持つ者として、「刑法」について本書の叙述を比較して読んでみたが、一九一〇年は、ドイツ帝国刑法典制定後、四〇年たった頃であり、学派の争いが展開していた時期でもあった。刑法典の改正に関する準備作業の段階を経て、草案がまとめられようとしていた時期である。リスト学派の若い論客として頭角を現わしてきたラートブルフ

が、刑法学の基本問題について、学生にその思いのたけを吐露し、リストの主張を支援しようとする心の躍動が伝わる文章である。困も若かったし、ラートブルフ自身も若かった。これに對して、第七・八版が公刊されたときは、第一次大戦後の革命により、帝制から共和制に代ったとはいっても、ドイツ統一以後、すでに六〇年を経た「古い国」であり、ラートブルフ自身も、人生の最盛期五〇歳を過ぎた円熟に向う年頃であった。初版と同じように、刑法の解釈論の細かい問題ではなく、「処分」をも加味した「二元主義」について、熱を込めて語っている。一九二二年、司法大臣のとき、ラートブルフ草案を提出した経験も、その議論を説得力あるものにしていく。

初版と比べて、商法と経済法・労働法という二編の章が独立したことが大きな違いである。後者の叙述に、社会民主党員ラートブルフの面目躍如たるものがある。

法哲学の論文三本のうち、法創造としての法学（田村五郎訳、法における人間・ラートブルフ著作集第5巻、一九六二年、二七頁以下）、法感情について（小林直樹訳・同書、八一頁以下）には、邦訳がある。三本目の論文 *Güterverfahren und Rechtsegefühl*（示談手續とドイツの法感情）は、注によると、第一次大戦末期の一九一八年五月に、西部戦線のロートリンゲンで書かれ、*Die gemeinnützige Rechtsauskunft*, 4, Jg. 1919 に発表された論文である。帝制が倒れ、共和制に移行する大変革期に、判断者の依拠すべき法感情の根元を探る小論である。

書評・論文批評は、それぞれ長短、多様であるが、新刊の文献について、幅広く渉猟し、問題の所在を鋭くつく発言が随所にみられる。ラートブルフの知的遍歴、その思想の深まりを知るには、これらのおびただしい読書歴をたどって検討することとは、不可欠であろう。今後、次々と公刊される続刊に、これらの書評群が手ぎわよく分類され、整理されてゆくことであろうから、われわれ刑事法研究者も、大いに期待しうらと思われ

る。全著作集の価値をいやがうえにも高めるのは、私見によれば、編者補足 (Editionsbereich) の存在である。

カウフマンは、ラートブルフ夫人との話し合いのなかで、ラートブルフ自身の手で書かれた著作を底本とすると決めた。ただ、その場合に不可欠であったことは、原典にある誤植を訂正することはもとより、引用文献について、正確を期すことであった。今日の西ドイツの研究体制、殊に、伝統のある大学の「研究所」「ゼミナール」において、秘書、助手の協力で、ほぼ完全に近い形で文献を収集し、執筆に当りうる状況は、戦前にはなかった。又、ラートブルフの場合、他人の著作について、簡単なメモを造り、それを材料にして自分の考えをまとめて書き下ろす個人的な著作家であった。後に、手がふるえて、自分で書けなくなつてからは、リディア夫人に口述筆記を依頼し、タイプライターで清書されたものに加筆して、論文や著作を仕上げたという。そのような事情もあり、引用がかなり不正確で

あり、出典の略記方法も不統一であった。さらに、著作がなされた当時は、一般によく知られた出来事や、人名でも、今日の学生や若い研究者にとつて、必ずしも共通の「自明な事実」ではなくなくなったことにかんがみ、「編者補足」で、人名や事項について簡潔な注記も行っている。カウフマンによると、「アドルフ・メルケル」に注をつけるが、「イマヌエル・カント」は、そのままにしてある、と(編者の序言三頁)。

これらの補足を完全を期すために、ミュンヘン大学・法哲学・法情報学研究所の人的・物的体制がフルに稼動したのである。その莫大なエネルギーは、折にふれて訪問し、かい問みたる者の一人の心を揺さぶらないわけはなかった。

私自身、原典に必ず当る、可能な限り、それを収集し、きちんと分類し、正確に引用するという心がけを常に保持しているのは、この研究所での根元的な研究遂行の姿勢に共鳴しているからにはかならない。

四 カウフマンは、五〇歳の誕生日を前にして、その私信のなかで、これまで、法哲学と刑法という二つの分野に力を分散してきたが、今年から、一つに集中したい。私は、今後の仕事の重点を法哲学に置きたいと考えている、と書いてきた。二九七三年五月一日付私信。事実、一九七三年以降、カウフマンの業績には、目にもえて法哲学と法理論に関するものが増えている。それは、一九七四年七月にラートブルフ夫人が逝去され、ラートブルフ財団をその遺言によって設立する仕事とともに、夫人

との約束であったラートブルフ全集の構想の具体化とも重なり合っているように思う。かくして、カウフマンの後半生をかけた大事業が始まった。

カウフマンは、はじめ、自然科学者になることを志ざし、フランクフルト大学の理工学部に入學したが、学業半ばで召集され、爆撃機の偵察員として従軍中に、搭乗機が撃墜され、九死に一生をえた。しかし、そのとき、頭部に負傷したため、その後偏頭痛に悩まされた。そればかりか、その負傷のために、精密な計器を用いる仕事に適さない体となり、法学の勉学に転向した(本書一〇頁)。フライブルク大学からハイデルベルヒ大学へと、法学を学ぶについてどうすべきか知るよしもない戦傷兵のカウフマンは、師を求めて移動し、ハイデルベルヒ大学の法学部長室で、ラートブルフと初めて会い、初対面でその人格と学識に心をゆり動かされ、その講筵に連なり、そして学位論文の指導を受けた。この出会いからわずか四年後、学位論文「刑事責任論における違法性の意識・現代責任論入門」(一九四九年刊、書評・福田平、刑法雑誌三卷三号、昭和二八年、九七頁以下)により学位を取得した後、すぐ、キケロの「事物の本性論」を教授資格論文のテーマとして与えられた。カウフマンは、一九四九年一月二二日のラートブルフの七一回目の誕生日の直前に、ラートブルフの私邸でそのテーマについて最後の話をした。数日後の一月二三日、ラートブルフは死去した。カトリック教徒のカウフマンは、プロテスタントの多いハイデルベルヒ大学の教

授陣に拾われることもなく、失意の日を送り、カールスルーエ地方裁判所の裁判官のかたわら、法学部旧ゼミナール(大学の新校舎と旧講堂の間にある、旧法学部研究室)の一隅に与えられた小さな個室に拠って、時間講師として、法学入門や刑法演習を担当し、学問への情熱をもやし続けていた。私が、ラートブルフ夫人の仲介で初めてカウフマンと会ったのは、その不遇な時代の一九五七年一〇月一四日のことであった。「自然法と歴史性」という小冊子を発表し、注目された頃ではあったが(尙論文の邦訳、宮澤浩一他訳編・現代法哲学の諸問題、昭和四三年、一頁以下)、その大学内での地位は不安定であった。私がハイデルベルヒを去った一九五九年三月から半年ほどたって、ウィルヘルム・ガラスのもとに、教授資格請求論文を提出し、受理されたという知らせがあった。エンギッシュの口添えがあったという。その後、一九六〇年夏学期にザール大学教授となった。その在任中に、グラーツ、キール、ミュンスターなどの大学から招聘を受け、それを受諾せずにいたが、エンギッシュの引退のあとをうけて、一九六八年冬学期にミュンヘン大学教授となった。暫くした後、ガラスの引退の際に、ハイデルベルヒに移る意向があるかとの打診があったが、引き続き、ミュンヘン大学に留まり、今年の夏学期に、余力を残して引退する。

ミュンヘン大学の二〇年間に、しばしば偏頭痛に悩み、周囲も気をもんだのであり、その他にも、次々といろいろな病いに苦しんだ。はたで見えていて気の毒なくらい、多くの病いと闘い

ながら、仕事を続けてきた。ただ、六〇歳を過ぎてからは、驚くほど多くの論文や小冊子を發表し、つい先頃には、ラートブルフの伝記を上梓した (Arthur Kaufmann, Gustav Radbruch, Rechtslenker, Philosoph, Sozialdemokrat, 1987)。本書のラートブルフ論を一般読者向けに書き直し、貴重な写真や日記のコピーなど、全著作集の総編集者でなくては駆使しえない資料を用いたすぐれた伝記である。

引退後、カウフマンの大部分のエネルギーは、此の大全集の完成に向けられるであろう。一体、カウフマンをしてこれだけラートブルフに傾倒させたものは、何なのであろうか。勿論、それには、ラートブルフの残した著作の素晴らしさとその多彩さをあげることができる。それらには、ドイツ近代の精神史の輝かしい数頁が刻まれている。その生きざまの多様さも、近代ドイツの歴史を反映している。学者として、政治家として成熟の真只中にいたのに、ナチス支配の直後、教壇から追放され、沈黙を余儀なくされつつも、学問的良心の灯をともし続けた。敗戦後には、直ちに学部長として法学部の再建に当たった。大学の良心の体現者であった。

こうした足蹟をみると、学問的には他にも比べうる人物はないことはないが、弟子をして、私淑させた最大のもの、ラートブルフの人柄にカウフマンが心を奪われたという事実であっただろう。激動し、一切の価値が転倒し、多くの法律家が方向を模索していたなかにあつて、再建途上にあつた西ドイツのオ

ピニオン・リーダーの役を演ずることができたラートブルフは、学業なかばにして兵役にとられ、戦傷のために、心ならずも学問への志を変えなければならなかったカウフマンにとって、やっと見出した光明であり、しかも、その専門分野での学識に心打たれたのであつたらう。そして、出会いからわずか四年で、その生涯の師の急死に遭う。カウフマンが教授職につくために、ラートブルフは何もできなかった。言ってみれば、カウフマンは自力で、「教授資格」をかちえたのである。にもかかわらず、このような深い精神的な絆で結ばれた師弟というものは、おそらく、余り例がないのではなからうか。それは、多分、カウフマンの心も、純粹であつたからであらうし、余りにも早く訪れた別れが、二人の結びつきを世の俗事に巻き込ませることなく、良い思い出だけが残された者の心に生き続けたためであらう。

五 かくして、ラートブルフ全集の第一巻は生まれた。この「法学入門」、殊に、その第一章の「法」は、私にとって思い出深いドイツ法学との出会いの最初の文章であつた。昭和二六年四月に始まった新制三年生のときの「ドイツ法」のテキストとして、此のラートブルフの手になる最後の版が用いられた。従つて、本書は、私にとって、ほど四〇年ぶりの出会いであつた。「法学入門」のうち、特に、「法」の章を味読した人は、すでに経験されたように、その章は、短かい文章のなかに含蓄のあるラートブルフの美文である。それを、正確かつ内容を考えながら



ら輪読した思い出は、子科一年を加えて五年間の私の学部生活で、最も印象深いものの一つであった。その指導は、当時の伊東乾助教教授によった。一年間の専門文章の読み方の手ほどきを受け、すっかり自信をもった私が次に手にしたのが、マックス・エルンスト・マイヤーの「刑法総論」であった。ラートブルフからマイヤーへと、新カント派の刑法学者の著作に導かれて、私も、刑法学を学ぶ道に入った。それ以後、今日に至るまで、学問を考え、論文を書くために資料集めをし、それらを読み、文章にまとめるという仕事から片時も手を休めたことはない。

「法」とは何か、「法」の存在の意義は何かという私の職業にとつての永遠の問いに対して、自分なりの明確な答えを見出すまで、おそらく、今後も同じような歩みを続けることであろう。

考えてみれば、研究生活に入った昭和三〇年以来、ただひたすらに学問のことだけを念頭に置く生活を続けてきた原動力は、このラートブルフとの出会いではなかったかと思われる。昭和三三年にハイデルベルヒに留学に赴いたについては、ドイツ語の手ほどきを受けた故田中次郎先生の導きがあったのことはあったが、ハイデルベルヒと精神の一端を、ラートブルフの「法学入門」から会得したことが、実は、大きかったのである。

人生の廻り合わせということもあるが、ともすれば、研究生活から学部行政という雑用へと逸脱してゆき、再び、戻ることなくやがて別の道を歩んでいった先輩や仲間があとをたたない今日、そして、大学が、物の怪にとりつかれた奇人から成る学

問共同体から行政・管理の優先する大衆組織へと大幅に変容してしまった当代にあっても、愚直な書生でありつつづけている私を規定したのは、若しかするとラートブルフの「法」によって揺さぶられた原体験が心の中に生き続けているためかも知れない。研究の道は、口はばたい言い方ではあるが、はてしない。立ち止まって考えることはあっても、学問の歩みを止めることは、退歩につらなる。自分との安易な妥協は、命取りである。そう思い続けて、今に至った。その間に、出会い、影響を受けた著作は数知れない。しかし、私が、堂々めぐりをして再び立ち戻るのには、何故か、ラートブルフであり、そしてカウフマンになる。勿論それには、すでに何十回とない、カウフマンとのつき合いによるところ大であるが、私生活においても、公的な研究生活においても、会うたびに刺戟を受ける何か新鮮な試みがそこにはあり、学ぶに価する新しい工夫、努力の成果が提示されるためでもある。師の残した仕事を完成させることへとその弟子が全力をつくし、後の世代に渡すという、いかにもドイツ的な「文化の継承と発展」の在り方を示めす此の度の作品を手にして、又、再び思いを新たにす此の学問の道を歩み続けなければと心を振り立たせている此の頃である。

とかく、浅薄短小の著作物に目を奪われがちな若い研究者に、是非、一読を推めたい。

(C. F. Müller Juristischer Verlag Heidelberg, III, 646 SS)

宮澤 浩一